

交対協だより1月号



福島県
福島県交通対策協議会
(事務局 福島県生活交通課)
令和8年1月29日

明けましておめでとうございます。昨年中は、各種交通事故防止活動に御協力をいただき、感謝を申し上げます。令和7年の交通事故は、発生件数、死者数、傷者数がいずれも前年を上回る大変厳しい結果となりました。令和8年は、第12次福島県交通安全計画の初年度となります。今後、国の第12次交通安全基本計画を踏まえて策定いたします。また、福島県総合計画では令和8年の目標を死者数49人以下、傷者数3,056人以下と定めています。目標達成のため、引き続き交通安全の啓発に御協力を願いいたします。



◎ 交通事故発生状況 (R7年中)

区分	R7年中	R6年中	増減数	増減率
発生件数	3,430件	3,086件	344	11.1%
死亡事故	52件	51件	1	2.0%
死者数	53人	51人	2	3.9%
高齢者	30人	29人	1	3.4%
傷者数	4,219人	3,738人	481	12.9%
重傷者数	532人	492人	40	8.1%
死傷者数	4,272人	3,789人	483	12.7%

○発生の特徴

- ・発生件数、死者数、傷者数が全て増加
 - ・令和5年以降は3年連続で増加傾向
- 死亡事故の特徴
- ・死者のうち高齢者は30人（全体の56.6%）
 - ・死者のうち歩行者は21人（全体の39.6%）
そのうち夜間発生は14人（歩行者死者の66.7%）
 - ・土曜日の発生が多い（死者15名、全体の28.3%）
 - ・中学生、高校生の自転車乗用中の死亡事故が発生
 - ・飲酒運転による死者は7名で、前年のゼロから大幅に増加



◎ 地方振興局別等交通事故発生状況 (R7年中)

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	高速道	合計
発生件数	726件	976件	340件	317件	18件	226件	785件	42件	3,430件
前年同期比	74件	118件	37件	7件	0件	50件	60件	-2件	344件
死者数	9人	10人	6人	12人	0人	3人	10人	3人	53人
前年同期比	0人	-6人	1人	8人	-3人	0人	2人	0人	2人
傷者数	853人	1,184人	426人	401人	21人	269人	1,009人	56人	4,219人
前年同期比	79人	143人	73人	36人	-2人	38人	123人	-9人	481人

○令和7年12月に発生・計上された死亡事故は3件3名でした。

死亡事故の内訳は、車両相互の事故が2件2名、人対車両の事故が1件1名発生しました。

下半期（7月～12月）の死者数は24名で、統計上過去最少となりました。

引き続き、交通安全対策の推進について御協力を願いします。

◎ 交通事故発生状況

(R7.12月)

	発生件数		死者数				傷者数		物件交通事故	
	12月	累計	12月	累計	12月	累計	12月	累計	12月	累計
令和7年	359件	3,430件	3人	53人	1人	30人	432人	4,219人	4,790件	47,557件
令和6年	366件	3,086件	1人	51人	1人	29人	443人	3,738人	4,659件	46,628件
増減数	-7件	344件	2人	2人	0人	1人	-11人	481人	131件	929件
増減率	-1.9%	11.1%	200.0%	3.9%	0.0%	3.4%	-2.5%	12.9%	2.8%	2.0%

令和8年交通安全運動福島県推進要綱の策定について

推進期間 令和8年1月1日から12月31日までの1年間

年間スローガン 「ゆずりあい 人も車も いい笑顔」

特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」



重点1 高齢者の交通事故防止

背景・交通事故死者に占める高齢者の割合が高い

内容・高齢歩行者対策～目立つ色の服装、反射材用品の着用や、必ず横断歩道を渡る、手を上げる等、「自分の安全は自分で守る」安全意識の浸透
・高齢運転者対策～安全運転サポート車やペダル踏み間違い時加速抑制装置等の普及啓発、運転免許証を返納しやすい環境の整備

重点2 子どもの交通事故防止

背景・交通ルールを守る規範意識や他者への思いやり等を身につけさせる

内容・大人自身が規範意識を確立し、子どもの手本となるよう正しい交通ルール、マナーの実践
・家庭や地域、学校等が連携し、地域に根差した実践的な交通安全教育を推進
・通学路、通園路における安全環境の整備

重点3 道路横断中の交通事故防止

背景・福島県における信号機のない横断歩道における自動車の一時停止率は74.5%（令和7年）

内容・運転者対策～横断歩道における歩行者保護の徹底と、早めのライト点灯、対向車や先行車がないときの上向きライトの使用
・歩行者対策～横断歩道がない場所では車の通過を「待って」、横断歩道があるけど信号機がない場所では手を上げて意思表示し車を「止めて」、横断歩道と信号機がある場所では青でも安全を「確認する」、横断事故防止の三段活用を実践

重点4 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

背景・飲酒運転による事故死者数は7名（令和7年）
・重大事故に直結する悪質・危険な運転の根絶

内容・運転者対策～飲酒運転等の悪質・危険な運転が重大な犯罪であることを認識、安全運転管理者選任事業所におけるアルコールチェックを徹底
・安全教育の推進～地域ぐるみ、職場を挙げて、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転、ながら運転や、それらを助長する行為の根絶を図る

重点5 自転車利用時の交通ルール遵守による交通事故防止とヘルメットの着用

背景・令和8年4月1日から自転車に対する交通反則通告制度の導入開始

・令和7年中の交通事故（自転車当事者）のうち、ヘルメット着用率は24.0%

内容・「自転車安全利用五則」の遵守、「自転車ルールブック」活用による自転車の正しい利用の実践
・全ての自転車利用者のヘルメット着用と被害軽減効果についての理解増進
・自転車損害賠償責任保険等への加入促進

重点6 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

背景・令和7年中、四輪車の交通事故当事者のシートベルト着用率は68.4%（未着用31.6%）

内容・着用効果、必要性についての理解増進
・地域、職場における着用強化運動の展開
・学校等における幼児、児童、生徒に対する指導

重点7 交差点・カーブ等における交通事故防止

背景・令和7年中、交通事故の約3割が交差点
・令和7年中、出会い頭事故が前年比2割増加

内容・安全確認の徹底と一時停止標識の見落し防止
・カーブに進入する際の減速と危険予知
・危険箇所に関する情報の共有

重点8 ゆずりあい運転の実践

背景・交通トラブルの発生と交通事故への発展

内容・早めの右左折、進路変更合図で相手を思いやる
・自転車利用者は歩行者を思いやる運転を
・毎月第3日曜日は「交通安全話し合いの日」
・「交通安全マナーアップ運動」の推進

本要綱は、県民等が自主的に連携・協力するネットワークを構築し、適切かつ効果的な交通安全対策に取り組むことにより、交通事故のない、安全で安心な福島県の実現を目的として策定しています。
詳しくはこちらへ↓↓

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec_file/08_suishinyoukou.pdf